

平成23年度第2回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

平成23年12月14日（水）10:00～12:15

2 場所

ルポールみずほ

3 出席者

田中伸一委員長、及川洋委員、千葉一明委員、谷川原郁子委員、勝又義人委員、小西知子委員

4 審議事項

【県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について】

委員：随意契約の一覧表で、秋田港湾事務所発注の1件が落札率100%となっているが、どのような見積り状況だったのか。

事務局：東日本大震災の被災地へ送る物資を一時的に保管する敷地の舗装工事である。

3者から見積書を徴収したところ、2者が予定価格を上回り、1者が予定価格と同額の見積書を提出したものである。

委員：随意契約でも予定価格を設定するのか。

事務局：競争入札と同様に設定する。

委員：随意契約と指名競争入札との違いはなにか。

事務局：随意契約は、性質や目的が競争入札に適さない場合、緊急の必要がある場合など、特定の者に限定して見積書を徴収する方式であるが、指名競争入札は競争性は確保しつつ、早期発注が必要な場合など、条件付き一般競争入札の例外として実施する方式である。

【抽出案件（鹿角地域振興局農林部：鹿角第二地区公害防除特別土地改良事業）】

委員：農林部の工事が、建設部とは違い、「土地改良工事積算基準 農林水産省」に基づき積算している理由は。

また、その違いによって、予定価格に影響はないのか。

鹿角：積算基準は共通であり、基本的には同じであるが、例えば客土工のように建設部にはないものについては、「土地改良工事積算基準 農林水産省」を適用している。

単価については同じものを適用しているので、予定価格に影響は生じない。

委員：入札参加資格「(9) 本工事の調査業務、計画業務又は設計業務を行った者でないこと。」の項目が、今までの抽出事案にはなかったと思うが、特別な要件なのか。

事務局：共通的な要件であるが、今までの抽出事案の入札参加可能業者に該当する者がいなかったため、この要件の設定を省略していたものと思われる。

委員：7工区に分割して発注しているが、それぞれの発注年月日は。

鹿角：同一の発注日程であり、開札日には予定価格の高い順に開札していく。

委員：入札結果の一覧表をみると、3番から6番の4者の摘要欄に「分割」と記載されているが、この意味は何か。

鹿角：7工区のうち、この案件の前に開札した4工区の工事の落札候補者となった者であり、このため、この案件の入札参加資格を有しなくなったものである。

委員：この案件の落札者より価格以外の評価点が高い者もいるが、その者は、どうして7工区いずれかの落札候補者とならなかったのか。

事務局：この案件では、入札参加資格確認申請期限までに参加申込みをしたものの、その後、入札締切日までには何らかの理由により入札書を提出しなかったものである。

また、入札書を提出した案件もあるが、総合評価点が1位とはならなかったものである。

委員：一部の者しか評価点が得られない評価項目は、見直したらどうか。

事務局：総合評価落札方式は、品質確保や地域貢献に資するような評価項目を設定し、価格と品質で総合的に優れた者と契約する入札方式であるが、評価点である以上、ある程度の格差が生じることはやむを得ないものである。

価格以外の評価点で、いつも特定の者が高得点となるという批判もあるが、逆に全員が満点となれば差がつかないこととなり、悩ましいところである。

委員：この案件で設定している評価項目は、鹿角独自のものなのか。

事務局：全県共通の標準的なものである。

なお、特定の案件に適用する選択項目もある。

委員：入札参加資格に「(12) 総合評価に係る技術提案等の内容が適正であること。」の項目があるが、技術提案とは何か。

事務局：技術提案型や施工計画型では、入札参加者から技術的な面での提案資料の提出があるが、この案件は簡易型であるため技術提案はなかった。

委員：政策的な視点から分割発注を適用したものであると思うが、競争性の確保との関係でみると、その適用のバランスにおいて難しい面もあるように思われる。

【抽出案件（秋田地域振興局建設部：地方特定道路整備工事）】

委員：この案件には33者が参加し、11者が失格となり、落札価格と予定価格との差額が約800万円もある。

県民からみると、工事の落札に向けて入札者間で厳しい価格競争が行われていることを示す典型的な事例だと思う。

委員：低入札調査基準価格と失格判断基準価格が同額となっている理由は。

事務局：失格判断基準価格は、入札価格が低い10者の入札価格の平均を基準として算定している。この際、低入札調査基準価格を下回った者の入札金額は、低入札調査基準価格に置き換えて平均金額を算出している。このため、この案件では、低入札調査基準価格と失格判断基準価格が同額となったものである。

委員：「積算基準書」、「実施単価表」は公表しているのか。

事務局：公表している。

労務単価は、実勢価格に基づき設定している。主要11職種で比較すると、本県は東北6県の平均をやや上回る水準にある。

事務局：公共調達においては、「より良いものをより安価で」が基本であるが、政策的な面からいろいろな制度を設けている。

その中から、案件毎に最適な入札方式を採用しながら発注をしている。

【抽出案件（雄勝地域振興局建設部：地方特定道路整備工事）】

委員：低入札価格調査でのヒアリング調査は実施したのか。

雄勝：この案件では、低入札調査の対象となった者の入札金額が一定の基準額を上回っていたため、数値的な失格判断基準調査をもって低入札価格調査を終了した。

委員：総合評価落札方式は適用できなかったのか。

雄勝：年度末発注の案件であったため、総合評価落札方式は適用しなかった。

全県では4千万円以上の案件のうち45%以上で総合評価落札方式を試行する目標としていることを踏まえて、雄勝建設部では発注案件のうち半数以上は総合評価落札方式を適用している。